

利用者の意見について

国民生活審議会個人情報保護部会において作成された「個人情報保護に関する主な検討課題」（平成18年7月28日（別添参照））について行われた意見募集に対して、全国消費者団体連絡会（・）及び全国消費生活相談員協会（*）から提出された意見の概要は以下のとおり（注）。

1. 総論

○ いわゆる「過剰反応」について

・事業者、消費者ともに法の目的・内容についての理解が得られていないことが混乱を招いている。

*ガイドライン等で具体的に例示し、周知徹底することが必要。内閣府として逐条解説を出し、認識を統一すべきである。

○ 広報啓発について

・法の内容・目的とともに、消費者には情報の自己管理という考え方の周知も必要。

*名簿の作成・配布についてより具体的な指針の作成、周知が必要。

2. 保護の対象と義務の対象

○ 個人情報保護法において全ての個人情報を同様に扱うという体系について

・センシティブ情報については別途個別法の検討が必要。

*センシティブ情報をそれ以外の情報と同一に取り扱うことは不合理。センシティブ情報の定義や取扱いの最低限の水準を法で定め、必要に応じガイドラインに委ねてはどうか。

○ 義務の対象である個人情報取扱事業者の範囲について

・本来規制されるべき悪質事業者が規制対象から外れること等から、5000件以下の事業者も対象とすべき。

3. 事業者等の取組

○ ガイドライン等のあり方について

*ガイドラインの規定が事業分野に応じて異なるのはやむを得ないが、用語の定義など基本的事項については共通化すべき。

○ 事業者の監督強化について

・小規模事業者について、健全な事業者への配慮をしつつも悪質事業者への監督強化等が必要。

○ 取得・利用について

*現行法では原則として取得する個人情報の範囲に制限はなく、事業活動に

不当な影響を与えているとはいえない。

○ 委託先の監督について

* 委託先からの個人情報の漏えいが多いこと等から厳格な安全管理を求めることは妥当。DMの送付に当たり、委託先に委託元の明示を義務付けるか共同利用と同等の規制を設けてはどうか。

○ 第三者提供の制限について

・ 委託、合併、共同利用における利用目的の範囲をさらに限定すべき。

○ 事業者が定める利用目的について

・ 利用目的の範囲をさらに限定すべき。

* 定款等で広範な事業分野が記載されていたとしても、利用目的はできる限り特定すべき。

○ 個人情報の取得元の開示について

・ 本人関与の観点から、取得元も開示の対象とすべき。

* 取得元が明らかにならない限りオプトアウトが不可能。保有個人データの中に取得元を明記することを義務付けてはどうか。

○ 個人情報の利用停止・消去について

・ (法違反の場合に限らず) 本人の求めによる個人情報の利用停止・消去ができるようにすべき。

* 取得の際に本人の同意がなかった場合は、本人の求めによる利用停止・消去を無条件で認めてはどうか。

4. その他

* 認定個人情報保護団体の指導・勧告等の機能は強化すべき。

* 苦情受付体制の整備のため、主務大臣の権限を内閣府に一元化してはどうか。

(注：平成18年11月24日 国民生活審議会第11回個人情報保護部会 資料7-1「個人情報の保護に関する主な検討課題」に関する意見募集結果の概要より抜粋)

個人情報保護に関する主な検討課題

平成 18 年 7 月 28 日

国民生活審議会個人情報保護部会では、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成 16 年 4 月閣議決定）を踏まえ、法の施行状況についてフォローアップを行うため、平成 18 年 2 月以降、個人情報保護の実態に関するヒアリングを行ってきた。これまでの論議及びヒアリング等を踏まえれば、今後の主な検討課題として以下のようなものが考えられる。

1. 総論

個人情報保護に関する国民の意識が高まるとともに、事業者の取組も進んできている一方、依然として事業者からの個人情報漏えい事案が発生している。

また、法律に対する誤解等に起因して、必要とされる個人情報の提供までもが行われなかったり、各種名簿の作成が中止されたりする等、「過剰反応」と言われる状況も一部に見られる。

(1) 事業者の個人情報保護の取組に格差があることについて

- ・ 個人情報保護に真摯に取り組むことにより、負担を感じている事業者が存在する一方、法律への対応が不十分な事業者も存在する。
- ・ 中小・零細企業等は個人情報取扱事業者に該当しない場合が多く、個人情報保護の取組が遅れているのではないかと。

(2) いわゆる「過剰反応」について

- ・ 個人情報の第三者への提供に当たって、法律上、本人の同意を得る必要がないにもかかわらず、法律を誤解し、提供を控えるような場合については、内閣府は法の解釈や運用基準を明確化し、また、関係省庁は分野ごとのガイドラインやその解説等の必要に応じた見直し等を行うとともに、その周知徹底を図る必要がある。
- ・ 自治会や同窓会の名簿等について、プライバシー意識の高まり等を背景に、本人が掲載を拒否するケースが見られる。また、このような名簿については、本人の同意を得ること又はオプトアウトの仕組みを活用することにより名簿の作成・配布ができるが、このような手続きが負担に感じられること等から名簿の作成を取りやめる場合がある。個人情報を利用するかしないかは当事者の意思に委ねられているが、こうした問題をどのように考えるか。
- ・ 法律の有無にかかわらず、個人情報保護意識の高まりによって起きている問題もあるのではないかと。

なお、自治会名簿の作成が中止される等の背景には、個人情報保護法とは別に住民が地域活動と距離を置きたい等の事情も考えられる。個人情報保護法が、そのような活動から距離を置くことの口実になっている側面もある。一方、地域によっては防災、防犯、地域福祉等の分野で、地域活動への理解を深めている場合もある。個人情報保護法との関連性を論じる場合は、個々のケースを慎重に検討する必要があるのではないかと。

(3) 広報啓発について

- ・ 個人情報保護の必要性の周知とともに、いわゆる「過剰反応」に対応して、例えばオプトアウト（あらかじめ、本人からの求めがあった場合には個人情報を削除することを明らかにした上で、名簿等を作成・配布すること）の具体的手法等も含めた、きめ細かな法の目的・内容の周知が必要。

2. 保護の対象と義務の対象

(1) 個人情報保護法において全ての個人情報を同様に取り扱うという体系について

- ・ 保護の対象について、OECDでは「識別される又は識別され得る個人（データ主体）に関するあらゆる情報」と定義しているように、国際的には広く捉えるのが一般的であるが、国際的な整合性の視点をどのように位置付けるか。
- ・ 「個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報」について、格別の措置が講じられたものと整理された分野もあるが、これをどのように考えるか。

(2) 義務の対象である個人情報取扱事業者の範囲について

- ・ 自治会や同窓会等について、どのように考えるか。
- ・ 5,000 を超える個人情報を保有しない事業者が、法律の義務の対象から除外されていることについて、どのように考えるか。

3. 事業者等の取組

(1) 事業者等の全般的な取組について

① ガイドライン等のあり方について

- ・ 実態に即して、法の解釈や弾力的な運用等を明確にすべきものはないか。
- ・ 主務大臣制の下、各省庁において、事業分野の実情に応じてガイドライン等を策定しているので、ガイドライン等の規定がある程度異なるのはやむを得ないか。
- ・ 一方、事業分野ごとのガイドライン等の規定のうち、共通化できるものもあるのではないかと。

②事業者に対する支援について

- ・ 事業者の個人情報保護の取組を促進する上で、プライバシーマーク等の活用も有益であるとの指摘がある。
- ・ 中小企業を中心に、情報管理コスト等の負担感があることについて、どのように考えるか。
- ・ 事業者の自主的な取組として、プライバシーポリシーの整備・公表を一層促進することが必要。

③事業者の監督強化について

- ・ 悪質な事業者に対する監督を強化すべきである。

(2) 取得・利用について

- ・ 個人情報の取得やダイレクトメール等の利用が困難になる等、事業活動に影響が出ていることについて、どのように考えるか。
- ・ 個人情報が本人の意図する目的以外に濫用されないようにするためには、どのような対応が考えられるか。(現行法では、目的外利用に関して利用停止・削除の規定がある。)

(3) 適正・安全な管理について

①安全管理措置の水準について

- ・ 安全管理措置は社会環境の変化で要求水準が変わるが、安全管理措置はどこまで実施すべきか。
- ・ 情報漏えい等に関するリスクは事業者によって異なるため、事業者は直面するリスクを踏まえた安全管理措置を講じることが必要ではないか。
- ・ 中小企業等小規模な事業者の中には、費用や人員の観点から十分なセキュリティシステムが整備されていない場合があるが、このような事業者の情報セキュリティ対策を一層向上させることが重要ではないか。
- ・ 国の情報セキュリティ政策も踏まえつつ、事業者の情報セキュリティ対策の水準向上が図られることが重要であり、事業者の取組を促進するための施策、人材育成及び必要な知識の普及啓発等が必要ではないか。
- ・ 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の中で、個人情報保護の取組を確実に位置付けて取り組むことは、個人情報保護の安全管理措置の水準を向上させるための一つの有効な手法。

②安全管理と労務管理について

- ・ 特に高度な安全管理措置が求められる分野を中心として、個人情報保護のために、従業員に過剰負荷がかかっている場合もあるとの指摘があるが、これをどのように考えるか。

- ・ 個人情報保護のために労務管理を行う前提として、事業者の法律の理解不足や従業者に対する研修不足の改善が必要。
- ・ 従業者の業務状況をビデオ等で監視する（モニタリング）場合は、労使間で協議を行う等、適正な手続きを行うことが必要。
- ・ 従業者に対する誓約書において、個人情報保護を名目として、営業秘密の保持や損害賠償の請求等の規定を盛り込む事例が見られることについて、従業者への対応が適切なものとなるよう配慮が必要ではないか。

③委託先の監督について

- ・ 個人データの取扱いの委託先及び再委託先に対する委託元の安全管理の要求が強くなっていることについて、どのように考えるか。
- ・ 個人情報を委託処理する場合、その取扱いが消費者等（本人）にとって明らかではないため、何らかの透明化が図れないか。

④事業者の保有する市販の名簿の管理について

- ・ 市販されているもの等、広く頒布されている名簿についても、他の個人データと同様に管理することとされているが、このような名簿については、他の個人データとは別に、事業者の現実的な管理可能性を踏まえた取扱いが検討できないか。

(4) 第三者提供の制限について

- ・ 個人データの取扱いの委託、合併、個人データの共同利用等の場合において、利用目的や利用者の範囲等が広くなりすぎないようにすべきではないか。

(5) 消費者等（本人）との関係について

①事業者が定める利用目的について

- ・ 利用目的を特定する際に、個人情報を取り扱う事業として、定款又は寄付行為等に記載された事業をすべて掲げる等、事業者が定める利用目的等の範囲が広すぎる場合があるとの指摘があるが、法律上、利用目的はできる限り特定することとされており、改善が必要ではないか。

②個人情報の取得元の開示について

- ・ 事業者は消費者等（本人）に個人情報の取得元を明らかにすることまで法律上求められていない一方、取得元を明らかにすべきとの指摘があるが、どのような対応が考えられるか。
- ・ 事業者における個人情報の取得元が明確ではないため、消費者等（本人）の不安が払拭されないとの指摘があることから、消費者等（本人）の不安を解消するためにも、事業者がプライバシーポリシーに個人情報の主な取得元を盛り込むことが重要ではないか。

③個人情報の利用停止・消去について

- ・ 本人の求めによる個人情報の利用停止・消去については、現行法では不正に取得した場合等、法違反があった場合に限定されているが、このような整理で適切か。

4. 認定個人情報保護団体の機能

- ・ 個人情報の漏えい等が起こった場合、当該事業者や主務官庁の対応に加えて、認定個人情報保護団体が対象事業者に指導や勧告を行うことも重要であり、その機能強化が必要ではないか。

5. 国際的な整合性

- ・ 個人情報保護には世界共通のインフラが必要であることから、国際的な枠組み等のグローバルな視点も重要。
- ・ 我が国の法律では、諸外国と異なり、国際的な情報の移転に関しルールが定められていないことについて、どのように考えるか。

6. 第三者機関の意義や死者に関する個人情報の保護の在り方等

(1) 第三者機関の意義について

- ・ 現行法の主務大臣制と異なる、諸外国に見られるような中立的な第三者機関は必要か。

(2) 死者に関する個人情報の保護の在り方について

- ・ 現行法は生存する個人に関する情報のみを保護の対象としていることについて、どのように考えるか。

7. その他

(1) 国の行政機関等の保有する個人情報の取扱いについて

- ・ 国の行政機関において、従来公表していた情報を公表しなくなった、又は公表する幹部職員の情報にバラツキがある等の指摘があるが、その取扱いをどのように考えるか。情報公開との関係で整理が必要なものがあるのではないか。

(2) 地方公共団体の取組について

- ・ 法律の趣旨は各地方公共団体の条例やその運用に十分反映されているか。
- ・ 地方公共団体によって各条例の内容や運用に差異が生ずることについて、どのように考えるか。

- 地方公共団体と地域の団体との間で、防災、防犯、地域福祉等について協働していく場合における個人情報の取扱いに関し、何らかの目安を作成することが有益ではないか。
- 地方公共団体の関係団体における個人情報保護の取組の水準を高めることは重要。

全国消団連の活動

全国消団連は「消費者の権利の確立と暮らしを守り向上をめざすため全国の消費者組織の協力と連絡をはかり、消費者運動を促進すること」を目的として設立され、消費生活に関連する諸問題や制度及び消費者運動の進め方等について、調査研究、情報の交換を行っています。

◆「2006年度 主要課題」(概要)

◆「2006年度運営体制」

◆神田敏子事務局長プロフィール・写真

◆テーマ別の検討会・意見交換会に取り組み、消費者としての意見をまとめ、行政や関係各方面へ要請を行っています。

- 消費者関連法検討委員会
- 食のグループ
- 環境交流会
- PLオンブズ会議
- 消費者行政研究グループ
- 国際消費者問題研究会
- 独占禁止法改正検討委員会

この間、消費者基本法制定後「消費者基本計画」への取り組み、消費者団体訴訟制度関連の「要求」・「要綱試案」、独占禁止法改正へむけての討論会・シンポジウムの開催や意見書の提出等積極的に取り組んできました。また、各省庁などが実施しているパブリックコメントについても、積極的に対応しています。

全相協の概要

趣 旨

近年、消費者の暮らしは大きく変化しました。科学技術の革新は急速に進み、経済社会はますます情報化・サービス化・国際化し、また世界にも例を見ない高齢化が進んでいます。このような環境の下で、暮らしは個性化・多様化し、新たなライフスタイルが求められるようになりました。しかし同時に、消費者トラブルも、これまでになく複雑・多様化しています。

これまで消費者政策は「消費者保護基本法」(昭和43年)の制定をはじめ、「地方自治法」の改正、各自治体の消費者保護条例の制定などによって推進され、成果をあげてきました。また、国民生活センターや全国各地の402箇所の消費生活センターでは、年間68万件を超える消費生活相談に応じています。さらに、主要企業には、消費者窓口が設置されるようになっていきます。

全国消費生活相談員協会は、国民生活センターが実施している研修の成果を実務に活かすために、全国レベル、地域レベルで多様な活動を積み重ね、昭和52年12月に、消費生活の専門相談員として始めて全国組織を結成し、また、設立10周年を迎えた昭和62年11月16日に、社団法人の許可を得ました。

法人としての全国消費生活相談員協会は、会員の資質向上、消費生活に関する情報収集のための調査、相談事業、啓発・広報等の情報提供、提言活動、関連機関との連携等の事業に力を注ぎ、その成果を行政・事業者・消費者に提供しています。

社団法人全国消費生活相談員協会は、消費生活問題専門家を全国的・効率的に組織し、その地域活動によって、消費者の暮らしに密着した立場から消費生活に関する相談や情報を収集・分析・提供し、またそれらを通じて、いまなお後を絶たない消費者被害へ新たな対応を迫られている消費者行政を補完し、同じ目的を持つ他団体と連携し、その業務の公益性を高め、消費生活の安定・向上に資する社会的使命をはたします。

目 的

(社)全国消費生活相談員協会は、消費生活問題に関する専門家を効率的に組織し、会員の資質及び社会的地位の向上に努めるとともに、地域活動を通じて、消費生活に関する相談に係る情報や消費生活に関する情報を収集・提供し、さらに消費者被害の発生又は拡大防止及び被害救済のための活動などを行い、もって消費生活の安定・向上に寄与することを目的とする。

事 業

- 会員及び消費生活問題専門家の資質向上に関すること
- 消費生活の安定・向上に資する相談事業に関すること
- 消費生活に関する情報収集のための調査・分析に関すること
- 消費生活に関する情報の提供に関すること
- 事業者の消費生活に係る不当行為に対する是正の促進並びにそれに関係する情報収集・情報提供事業に関すること
- 消費生活問題に関する提言に関すること
- 関係諸機関との連携に関すること
- 消費生活に関する調査・研究等を受託すること
- その他前条の目的を達成するために必要な業務に関すること